

# 徳島県情報公開審査会答申第209号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、結論において妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成29年4月27日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇〇〇土地改良区に関する組合員が県に提出した裁判書類全部（1. 事務員〇〇，2. 〇〇，3. 〇〇，4. 〇〇，5. 〇〇）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成29年5月10日、実施機関は、本件請求に対して「請求に係る保有公文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成29年5月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

### 4 諮問

平成30年1月26日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

### 2 審査請求の理由

公文書請求の中で、添付した書類であり、その資料が指導監督する課にないとはおかしく、全て公開すべきである。これら隠す行為は、正に枉法行為そのものである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は「〇〇〇〇〇土地改良区に関する、組合員が県に提出した裁判書類」を公開請求しているが、農山漁村振興課では土地改良区の組合員から土地改良区に関

する裁判書類を受領し保有するという業務は行っていないことから、本件請求に係る公文書はない。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年1月26日	諮問
令和3年10月28日	審議（第185回審査会）
同 年 1 1 月 1 5 日	審議（第186回審査会）

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 対象公文書について

本件請求に係る公文書は、〇〇〇〇〇土地改良区（以下「本件土地改良区」という。）を当事者とした裁判に関して、本件土地改良区の特定の組合員から県に提出された裁判書類（以下「本件対象公文書」という。）であると認められる。

### 2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関によると、土地改良区の組合員個人から裁判に関する裁判書類を受領し、保有するという業務を行っていないことから、本件対象公文書を保有していないとのことである。

当審査会が確認したところでも、土地改良法施行細則（昭和58年徳島県規則第14号）第8条の規定により土地改良区から訴訟事件の概要の報告を受けることはあるが、実施機関が土地改良区の組合員から裁判に関する書類を提出させるような事務を一般的に行っているとは認められなかった。

また、組合員個人に限らず本件土地改良区からの裁判書類についてみても、本件請求がされた時点において徳島県と同じ裁判の当事者となっていることや実施機関が本件土地改良区を指導・監督するために本件土地改良区が行っている裁判に関して報告を求めたり、書類を徴集する必要があったこと等の特段の事情があったとも認められないことから、実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

### 3 公文書の存否について

本件請求においては本件土地改良区の組合員とおぼしき者の氏が列記されており、審査請求人はこれらの特定の組合員が提出した裁判書類の公開を求めていると認められる。しかし、特定の個人が書類を提出し、又は提出しなかったという事実自体が条例第8条第1号に規定する個人に関する情報に該当することから、本件請求のような場合には条例第11条の規定により公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒

否すべきであったと認められる。しかし、実施機関は、本件処分において既に本件対象公文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては本件処分を取り消して改めて存否応答拒否とする意義はない。

#### 4 結論

以上のことから、本件対象公文書を保有していないとして本件請求を拒否したことは、結論において妥当であると判断する。

#### 徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
真鍋 直敬	弁護士	